

## 令和元年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について

## 1 事業実施方針

広く福祉サービス第三者評価事業の周知を図るとともに、受審環境の整備、受審促進のため、次の2項目に重点を置いて事業を実施する。

## (1) 評価機関の募集・認証及び評価調査者の育成

評価機関の募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価調査者研修を実施する。

## (2) 普及啓発

平成30年度に設定した「宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標」の達成に向け、庁内関係部署（社会福祉課・長寿社会政策課・子育て社会推進室・障害福祉課）が連携して受審促進のための普及啓発を実施する。併せて、昨年度実施した受審施設アンケートの結果を踏まえ、事業者や関係機関へ受審のメリット等について広く周知する。

## 2 事業実施に関する事項

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催	1回程度 (8月)	県庁	○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 ○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）
2	評価機関の募集・認証	1回	-	○募集期間：令和元年6月13日から 令和元年7月12日まで ○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て、令和元年8月に認証
3	評価調査者研修の実施	各1回	県内	○養成研修：令和元年9月実施（予定） ○継続研修：令和2年2月実施（予定）
4	普及啓発	通年	県内	<b>【社会福祉課】</b> [事業者向け] ○アンケート結果活用による周知 ○各種事業者集団指導、研修会等での周知(委員、評価機関等の御協力による効果的な普及啓発の実施) ○各種指導監査等での周知 ○各事業者への制度周知・受審促進通知 ○啓発リーフレットの作成、配布 ○受審事業所に対する受審証明書、受審済証、ポスターの交付 [一般向け] ○県ウェブサイトでの情報提供、啓発リーフレット配布 [市町村向け] ○受審促進協力依頼

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
4	普及啓発	通年	県内	<p><b>【長寿社会推進課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険事業者を対象とした集団指導時等における普及啓発。</li></ul> <p><b>【子育て社会推進室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ これまで、保育所監査の際に各園に対して口頭により第三者評価受審を促した。今年度は第三者評価のリーフレットを配布する予定。</li></ul> <p><b>【障害福祉課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 実地指導・集団指導等の際に、事業者等に第三者評価事業について周知する。</li></ul>